東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災からの速やかな被災地の復旧・復興を図るため、国は、次の事項について迅速かつ積極的な措置を講じられたい。

- 1. 復興事業予算の実態に即した財政支援等について
- (1) 東日本大震災復興交付金について、被災地域の現状に照らし、同交付金を必要な事業に柔軟に対応できる真に自由度の高いものとするとともに、計画作成等申請手続きのより一層の簡素化、効率化を行うこと。また、5年間となっている事業期間を延伸するなど、弾力的な制度運用を行うとともに、事業期間における財源を確実に確保すること。
- (2)原子力発電所事故による被害を受けた全ての地域で、復興推進計画に基づく規制緩和や特例措置、土地利用に関する特例措置、復興交付金を受けられるよう、 東日本大震災復興特別区域法の制度を拡充すること。
- (3) 津波による被災地に限らず、内陸部を含む全被災地域の早期復興が達成できるよう復興交付金の使途の拡大や予算規模の拡充、事務手続きの簡素化を図ること。
- (4) 復興交付金を活用した事業により、被災者間に支援措置の相違・格差が生じないようにすること。また、基幹事業の導入及び推進を図るため、同一事業経費に係る補助対象可否の取扱いを統一すること。
- (5) 復興特区制度に基づく各種規制緩和・税制の特例等について、対象範囲や要件 を被災地でもことさら「面的に著しい被害を受けた地域」等に限定することなく、 弾力的・柔軟に運用すること。
- (6) 災害復旧事業に係る用地取得費及び実施設計費を補助対象経費とすること。
- (7) 災害救助に当たり自衛隊が駐屯地とした公園等の原状復旧費用や、遺体捜索に 伴う納骨堂の設置及び維持管理に係る費用について、災害救助費の対象として認 めること。また、継続して実施する行方不明者の捜索費用等を災害救助費の対象 とすること。
- (8) 東日本大震災の復旧復興に係る国庫補助金等については、必要額を十分に確保すること。
- (9) 復旧・復興事業及び緊急防災・減災事業に係る財政需要については、地方単独 事業分も含め的確に地方財政計画(東日本大震災分)に反映させ、必要な財源を 確保すること。

また、被災団体の財政需要に臨機に対応できるよう、地方交付税の繰上交付など、引き続き適切な措置を講じること。

- (10) 東日本大震災以降、防災に係る財政需要額が増加していることから、地方自治 体が円滑に事業を実施できるよう、地方単独事業分を含め、緊急防災・減災事業 に必要な地方債資金を確保するとともに、適切な財政措置を講じること。
- (11) 東日本大震災の被災者に対する地方税等の減免措置による減収額については、 全額国費により財政措置を講じること。
- (12) 東日本大震災に伴う上下水道事業・ガス事業の減収分に対して、必要かつ十分 な財政支援を講じること。
- (13) 省庁や部局等を越えた横断的で具体的な復興関係の施策を市町村の実情に合わせてとりまとめ、その情報提供に努めること。
- (14) 応急仮設住宅の管理運営に要する経費について、速やかに全額を措置すること。
- (15) 災害公営住宅の建設をはじめ大量の復旧・復興工事を円滑に進めるために、労務者や工事資材の不足に伴う工事価格の増嵩、契約締結後の物価変動に伴う請負代金額の増額変更に対し、必要かつ十分な財政支援措置を講じること。
- (16) 過疎対策事業債の対象となる市町村計画に係る事業について震災の影響により 新たな地域課題が生じていることを鑑み、平成27年度末に失効期限を迎える過疎 地域自立促進特別措置法の更なる延長を図ること。
- (17) 津波対策として実施する海岸堤防整備及び河川管理施設整備(普通河川を含む) を基幹事業として位置付けること。

2. 国の出先機関のあり方について

今回の大震災では、発災直後から地方整備局や地方経済産業局と市町村が一体となって、迅速かつ懸命な救援活動やインフラ・産業の復旧が行われるなど、地域における国の出先機関の役割が改めて認識された。このようなことから、国の出先機関改革は、東日本大震災において国の出先機関が果たした役割を十分に検証し、市町村の意見を聞いた上で慎重に対応する必要があり、将来に禍根を残すことなく拙速に進めるべきではないこと。

3. 被災者に対する社会保障等について

(1) 安定した国保事業の運営のため、被災した被保険者に係る一部負担金免除及び 国保保険料(税)の減免に対する財政支援を継続すること。 (2)介護保険財政の安定的な運営を図るため、介護保険災害臨時特例補助金による 支援を継続するとともに、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を 招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置 を講じること。

4. 被災者の生活再建支援について

- (1) 東日本大震災に係る災害援護資金貸付要件について、住家の全壊・半壊の場合 に、家財分も併用して借入できるようにすること。家財被害のみの貸付要件につ いては、緊急性が薄れており、期間経過後の判定の困難な案件が多くなっている ことから、申請期限の見直しについて検討を行うこと。
- (2) 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅(「みなし仮設」)について、原則 2年としている入居期間を1年間延長する方針を決定したが、防災集団移転促進 事業等の状況に応じた複数年の期間延長を認めるとともに、事務の簡素化に配慮 したうえで、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (3) 一部損壊住宅の修繕に対する補助制度を創設するとともに予算を確保すること。
- (4) 持ち家の有無に関わらず、既存・新設の公営住宅について入居基準を緩和する など災害公営住宅に準じた強力な支援措置を講じること。
- (5) 津波により住家全体が流失した世帯は住家被害が甚大であり、特段の支援が必要であることから、被災者生活再建支援制度の拡充を図ること。
- (6)被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用した就学援助費による通学補助制度について、学校の移転整備が完了するまでの間、支援を継続すること。
- (7) 防災集団移転促進事業の移転対象者が、事業実施以前に先行して移転を行った 場合においても、遡及して制度を活用するなどの柔軟な措置を講じること。
 - また、防災集団移転促進事業の買取り要件や平均敷地面積上限、公共施設整備の国庫補助対象経費の上限等について、被災地の実情に合った制度に緩和するとともに、移転先の土地が円滑に取得できるよう土地所有者に対する税の負担軽減策を講じること。
- (8) 建築基準法の災害危険区域の指定により、居住が困難となる土地について、地方自治体が買い取る際の財政措置を講じること。
- (9) 高層住宅におけるライフラインの確保のため、エレベーターや上下水道接続部の耐震化、高層階への備蓄倉庫の設置義務などの対策を講じること。
- (10) 液状化被害に対する復旧・復興及び再発抑制のため、具体的な液状化対策工法

- の研究・検討の推進、地方自治体への情報提供及び相談対応の実施など、更なる 支援を行うとともに、被災地域の復旧方法に係る技術的な基準を提示すること。 また、都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)について、補助要件の緩和 を図ること。
- (11) 地域自殺対策緊急強化事業については、東日本大震災の発生により自殺者の増加が懸念されることから、自殺対策基本法に基づき地方自治体が実施する自殺対策事業に対し、恒久的な国庫補助制度の創設を行うこと。
- (12) 被災地における病院の新規立地について、医療計画上の病床規制を緩和すること。
- (13) 被災した医療機関の早期再建や常勤医師の地域的偏在の是正に向けた取組みを強化するとともに、地域住民が安心して暮らせる医療環境の充実に努めること。
- (14) 医療施設における自家発電設備の整備促進について、財政措置の充実を図ること。
- (15) 地域づくり支援事業(専門家派遣事業)等住民の合意形成促進(コーディネート等)に資する事業の継続実施及び拡充を図ること。

5. 避難者支援等について

- (1) 避難を余儀なくされている被災者が多くいる中、国は、復旧・復興についての中・長期的な展望と対策を示すとともに、避難者が安心して避難先での生活を送れるよう、避難者の現状及びニーズを把握し、被災県などと連携を取りながら、被災者への適切な措置を講じること。
- (2) 避難者に対する生活保護費については、受入自治体の負担が増大している現状を考慮した制度改正等を行うこと。
- (3) 市民・行政が一丸となって避難者への十分な支援を継続するため、避難者受入 れに伴い生じている特例事務を含め、受入れ自治体が独自に行う行政サービスに ついても、国はその費用を全額負担すること。
- (4)被災自治体が膨大な復旧・復興事業に取り組むことができるよう、支援物資の 提供体制及び技術職が不足している現状に鑑み、全国規模での職員派遣が柔軟に 行える制度を構築するとともに、関連経費に係る財政支援措置を拡充すること。
- (5)被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員の派遣などの基礎自治体間の支援に係る仕組みと国の財政支援を法で明確にすること。

- 6. 災害廃棄物の処理に対する支援について
- (1) 災害廃棄物の広域処理については、国の責任において、安全性や処理方法等を 地域住民が安心・納得できるよう丁寧かつ分かりやすく説明するとともに、情報 公開を徹底するなど、環境整備や支援体制の充実を図ること。

また、広域処理に係る費用については、確実にその全額を国が負担すること。

- (2) 復旧の妨げとなっている災害廃棄物の迅速な処理を推進するため、災害等廃棄 物処理事業に係る費用の全額を国が負担すること。
- (3)復興の大前提である災害廃棄物処理について、膨大な量を被災自治体のみで処理することは困難であることから、全国の自治体で広域処理を行う取組みを推進すること。
- (4) 風評被害が生じないよう、安全性の根拠について詳細な説明を行うとともに、 風評被害が生じた場合は国が窓口を設け、責任をもって対応するなど、万全の対 策を講じること。
- (5) 災害廃棄物の受入自治体内において焼却灰の最終処分を行うことが困難な場合は、国が直接焼却灰の処分先との調整を行うなど、責任をもって最終処分場を確保すること。

また、国において、焼却灰のセメント化などによる再生利用を検討するほか、 再生利用先との調整や受入自治体が再生利用を行った場合の費用を負担するな ど万全の対策を講じること。

7. 地域産業の復興・再生に対する支援について

- (1)復興産業集積区域内における税制上の特例措置について、復興推進計画の認定 の日より前に設立された法人であっても発災の日(平成23年3月11日)以降に設立された法人であれば対象に含まれるよう、弾力的な制度の運用をすること。
- (2) 住宅地や工場・工務地が分散立地した全被災地域の早期復興を図るため、津波 復興拠点整備事業の面積上限の拡大や補助要件などの弾力的な運用を図ること。 また、嵩上げ事業決定前に先行して行った工事については遡及して事業の対象 とするなどの柔軟な措置を講じること。
- (3)被災した観光地及び観光関連施設等の復旧や地域経済の回復・復興を速やかに 進めることができるよう、観光地及び観光施設等に対する復興交付金制度を創設 するとともに、国・県・市町村・観光事業者等関係者で構成される協議会を立ち

上げ、事業誘致を図ること。

- (4) 国内外の各種会議や研修会、学術研究会等いわゆるコンベンションの誘致・開催に重点的に取り組むとともに、必要な財政支援措置等を講じること。
- (5) 地震被害及び原発事故に起因する風評被害を払拭し、継続的な誘致活動を推進するとともに、関係事業の支援を拡充すること。
- (6)被災した事業者及び当該事業者と取引のあった事業者の資金繰りは予断を許さない状況であることから、経営の安定に支障が生じることがないよう、各種融資制度の継続・拡充を図ること。
- (7) 専門家派遣事業など地域づくり支援事業等住民の合意形成促進に資する事業の 継続実施及び拡充を図ること。
- (8) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、事業年度の繰延べを認めるとともに、必要な予算を確保する等、産業復興に支障が生じないようにすること。
- (9)「三陸復興国立公園」構想の推進を図ること。
- 8. 公共施設等の復旧支援について
- (1)本庁舎、総合支所・支所等行政庁舎の本復旧について、市町村行政機能応急復 旧補助金と同様の財政支援措置を講じること。
- (2) 設置主体の如何に拘らず、被災し大きな被害を受けたコミュニティ施設の建替えや改修等に対する十分な財政支援策を講じること。
- (3)被災した体育館等応急避難所としての役割を果たす公共施設の早期復旧のため、 補助金等の財政支援については、激甚災害指定を受けた地域に限らず災害救助法 の適用地域全域を対象とすること。
- (4) 東日本大震災を踏まえた防災情報を地域、世代を超えて共有・伝承するための 拠点施設を被災地に設置すること。
- (5) 東日本大震災後の余震等により新たに被災した公共土木施設の復旧については、都市自治体の負担となっていることから、救済措置を講じること。
- (6) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法における事業期限の延長を図ること。
- (7)特定鉱害復旧事業について、国が許可しない亜炭採掘に係る全鉱区並びに効用 阻害がないとされる山林、原野、雑種地にも認定を拡大し、国土の保全を図るこ と。
- (8) 震災復旧における指定以外の文化財の修復について、十分な財政支援措置を講じること。

- (9) BOT方式を採用した PFI 事業により整備した学校給食センターや社会教育施設等の災害復旧については、建物の所有権移転前に財政措置を講じること。
- (10) 水道事業における災害対策の充実強化を図るため、自家発電装置の設置、応急給水用機材の整備、水道管補修材料の備蓄に係る財政措置を講じること。

9. 復興道路等交通基盤の整備促進について

- (1)被災地域の再生に必要な復興道路・復興支援道路について、重点的な整備促進 を図り、早期の全線開通を目指すこと。
- (2)被災した鉄道路線の早期の全線復旧に向け、既存の補助制度の更なる拡充を図るとともに、被災した鉄道の運行主体に対し、全面的な財政支援措置を講じること。
- (3) 災害時における緊急車両や物資輸送車両等の移動円滑化や緊急輸送路の確保の 観点から、災害対策及び被災地復興として、道路整備の財源を確保し、高速交通 ネットワークの整備を進めるとともに、スマートインターチェンジの整備を促進 すること。

10. 港湾・河川の早期復旧整備と利用促進について

- (1)被災を受けた港湾を早期に本格復旧させ、復旧期間中、荷役機能の低下による港湾利用荷主企業の費用負担の増加を補う新たな支援制度の創設を図ること。
- (2) 多重防災型まちづくりに必要な湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設等の可及的速やかな復旧はもとより、既存の整備計画に係る事業の早期実現を図ること。
- (3)産業活動の拠点となる公共ふ頭の速やかな復旧及び嵩上げと港湾物流機能向上に係る施設の早期確保を図ること。
- (4) がれき等の災害廃棄物の輸送及び復興整備に係る建築資材の運搬等における海 上輸送の利用促進を図ること。
- (5) 国際物流ターミナルの岸壁の大水深化及び岸壁、荷役機械、野積場の一体的な 耐震強化並びに早期供用開始を図ること。
- (6) 背後地、漁港区も含めた一体的な施策の展開及び防災機能を有する国の港湾業務庁舎を整備すること。
- (7) 津波対策として実施する河川管理施設整備を基幹事業として取り扱うこと。
- (8) 地方自治体が行う河川等の迅速な復旧、整備に対して財政措置を講じること。

11. 農林水産業の復興支援について

(1)被災地域における公設地方卸売市場等の農業施設の災害復旧・復興に必要な財政支援措置を継続するとともに、使用料の減免による歳入減について交付税等の措置を講じること。

また、被災自治体の実情に応じた災害復旧対策の制度運用を行うとともに、財政支援の一層の拡充を図ること。

- (2)農山漁村地域復興基盤総合整備事業により圃場整備等を実施する際の受益者負担の更なる軽減策を講じること。
- (3)被災地域における水産業及び関連産業の復興のため、被災自治体の実情に応じた災害復旧対策の制度運用を行うとともに、財政支援の一層の拡充を図ること。

12. 情報通信基盤整備について

- (1)被災地情報通信基盤整備については、補助制度及び地方交付税措置による財政支援を継続すること。
- (2) 新たな災害に強い情報通信基盤整備(V-1 o w を活用した基盤整備など)に ついての補助制度を拡充すること。
- (3) 情報通信技術 (ICT) を活用した防災ネットワークの整備に当たっては、実 証実験の補助メニュー及び財政支援を拡充すること。

13. 東日本大震災からの復興を祈念する日の制定について

東日本大震災は地震、津波、原子力災害という未曾有の複合的な災禍であり、この復興と今後も発生が想定される大災害への備えについて国民の理解を深める、新たな「祈念の日」を制定すること。

東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応と安全対策等に関する重点提言

原子力発電所事故の早期収束と完全な賠償、そして放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応や正確な情報の迅速な公表、さらには、新たなエネルギー政策の構築に向けた対応など、次の事項について国の責任と財政負担により、万全の措置を講じられたい。

- 1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の対応について
- (1) 福島復興再生特別措置法及び東日本大震災復興特別区域法について
 - ① 基本方針の策定にあたっては、関係自治体の意見を十分反映するとともに、変更の必要が生じた場合は、柔軟に対応すること。
 - ② 復興事業に対する財政措置については、国の責務として措置することを明記するとともに、必要な予算を確保すること。
 - ③ 福島県が取り組む 18 歳以下の医療費無料化について、永続的に取り組むために、基金の特例等の必要な措置について明記すること。
 - ④ 復興交付金の活用については、原子力災害という特殊事情を十分に踏まえ、交付金の 対象地域に県内の全地域が含まれるようにするための措置を講じるとともに、対象事業 についてはハード・ソフト両面にわたり柔軟に活用できる旨を明記すること。
 - ⑤ 原子力災害からの福島の復興・再生に関する安定的財源を確保するため、電源開発促進税制及びエネルギー特別会計の見直しについて明記すること。
- (2) 放射性物質の除染対策について
 - ① 放射性物質によって汚染された廃棄物や上下水道汚泥、焼却灰、土壌等の処理について、早期に中間貯蔵施設及び最終処分場を設置・確保するとともに、 最終処分までの明確なタイムスケジュール等を具体的に示すこと。併せて必要な財政措置を講じること。
 - ② 地域の除染を迅速に進めるため、より効率的な工法の確立をはじめ、除染方法や手順を現場において柔軟に対応できるよう運用を見直すとともに、市民や企業が自ら除染をした場合を含め、除染に係る経費の対象範囲を拡充すること。
 - ③ 放射能汚染濃度が 8,000Bq/kg 超 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等も、国の中間 貯蔵施設に搬入すること。
 - ④ 放射能汚染濃度が 8,000Bq/kg 以下の下水汚泥処理も地方自治体等に委ねるこ

となく、産業廃棄物最終処分場の立地自治体とその周辺住民の不安解消を図る ための対策について、直接国が地方自治体を支援すること。

また、水道事業における比較的低濃度の放射性物質を含む浄水発生土については、その発生原因及び安全管理上の観点から、国で処分場を確保すること。

- ⑤ 汚染状況重点調査地域の指定を受けていない地域に対しても十分な情報提供 と説明、放射能監視体制の強化、地方自治体が独自に実施する監視測定やマイ クロスポットの除染及び除去土壌の処分等の経費に対し、財政的支援を実施す ること。
- ⑥ 放射性物質を含む汚泥等の処分場等については、自衛隊の演習場等、容易に活用できる国有地の提供や目的外使用を速やかに認めるなど国が責任を持って柔軟に対応するとともに、地方自治体が仮置きに要した費用については国が全額を負担すること。
- ⑦ 東北地方は、我が国の重要な食料生産基地であり、食料自給率の向上を図る上でも、東北地方の農畜水産業の再生は欠かせないことから、農地や採草放牧地の早急な除染を実施すること。

また、地方自治体が行う除染に対しては適正な単価を設定した上で国が費用を負担すること。

- ⑧ 湖沼等における放射線量の比較的高い箇所(ホットスポット)の存在が明らかとなり、漁業関係者に採捕自粛などの影響が生じていることから、内水面漁業への対策を速やかに講じること。
- ⑨ 土壌汚染対策として、面的除染対策だけでなく、部分的除染対策においても技術的・財政的支援を行うこと。
- ⑩ 民有地の除染について、除染費用をはじめ必要な資機材の提供、除染に関する講習の実施等、市民からの要望に応えて地方自治体が行う対策に対し、全面的な支援を行うこと。
- ① 一定地域内の一般家庭等において薪ストーブを使用した際に発生する灰の取扱基準を明確にし、放射線量による測定を可能とすること。
- (3) 放射能対策の支援について
 - ① 人体や大気、水、土壌など環境等に及ぼす影響等に係る正確な情報を一元的 に管理し、放射線に関する正しい知識の啓発等により、住民の不安払しょくに 努めること。
 - ② 航空機や車両を利用したモニタリング調査や定点観測など、放射能に対する

常時監視を継続的に実施すること。

- ③ 放射能対策に係る法整備にあたっては、東京電力が直接対応する内容とし、さらに、国においては法の整備等新たな対策を講じる際には、その実務を安易に地方自治体に依存することなく責任をもって執行体制の確立を図ること。
- ④ 大気、海水、農地、農水産物などに対するモニタリングを継続的に実施し、 その安全性について的確な情報を迅速に発信すること。
- ⑤ 放射性物質への対応については、国の責任において解決に向けた道筋を明らかにし、放射性物質を含む廃棄物を処理・処分するためのシステムを早急に整備すること。また、国と地方自治体との連絡体制の整備を図り、具体的な対応方針を定めるとともに、自治体が対策に要した費用については国が負担すること。
- ⑥ 大気中並びに土壌の放射線量に関して、早急に運用の統一基準を示すこと。 また、測定した値が統一基準値を超えている場合における、県、市町村及び 学校等が講じるべき具体的放射線量低減策を示すとともに、地方自治体が実施 する放射線量測定及び放射線量低減策等に係る費用については、全額財政措置 を講じること。
- ⑦ 農畜水産物、林産物、建設土木資材等について、出荷前の検査体制等を強化 するなど、放射線検査を今まで以上にきめ細かく実施すること。
- ⑧ 食品中の放射性物質に係る食品衛生法の暫定基準値改正に対応する測定体制の充実強化、測定機器の配備、測定方法及びマニュアルの策定を早急に行うこと。

また、同基準値について、国民の不安を払拭するため、より明確な科学的根拠に基づいた安全性を示すこと。

- ⑨ 平成24年産米の放射性物質検査体制の充実、100Bq/kg 超の米が検出された場合の処分、賠償及び試験圃場で栽培された米の処分について、責任をもって 実施すること。
- ⑩ 水道水の安全確保のため、放射性物質に係る水質検査を今後も継続して定期 的に実施するとともに、摂取制限等緊急時の飲料水確保のための支援体制を早 急に確立すること。
- ① 瓦礫や土壌の放射能汚染に関し、除染処理や研究を進め、特に湖や河川など 水源に被害が及んだ場合を想定した効果的な対策を早急に検討し実施すること。

- ② 放射性物質を含む稲わらや汚染堆肥、浄水発生土、焼却灰、下水汚泥や除染に伴い生じる土壌、汚染廃棄物の処理等や、仮置場・中間貯蔵施設・最終処分場の設置や一時保管の期間、将来に影響を与えない最終処分方法について具体的対応方針を示し、国が主体的に住民説明を行うとともに、必要な財政措置を講じ、責任をもって迅速に対応すること。
- ③ 避難等指示区域の内外に関わらず、住民全員の積算線量調査を継続的に実施するとともに、健康診査は避難区域等以外の住民全員も対象とし、定期的・長期的に実施できる体制を早期に確立すること。また、地方自治体が独自に行っている内部被ばく検査等の原子力災害に関連する対策事業に対して支援すること。
- ④ 放射線の影響による健康影響調査について、実施の必要性、対象者、実施内容、実施主体などに関する統一的な基準や方針を示すとともに、必要があると認められた場合は、国の責任において調査を実施すること。
- ⑤ 体内に取り込まれる放射性物質と健康被害の関係についての調査・研究の充実など、新たな基準値に対する消費者の信頼確保を図るとともに、日本産食品の安全性について、国外の理解醸成が推進されるよう対策を講じること。また、畜水産用飼料の放射性物質に関する新しい許容値についても、広く国民の信頼を得るようにするとともに、飼料が許容値を超えた農家に対する代替飼料の確保に努めること。
- ⑤ 子どもの育成環境整備のため、公立学校の空調設備(エアコン)の設置や屋内遊び場等の施設整備の管理・運営に係る補助制度を創設するなど、継続的に財政措置を講じること。
- ① 子どもに対する健康調査について、法整備や国としての対応方針を早期にまとめるとともに、健康調査や内部被ばく検査を実施する地方自治体に対し、財政措置を講じること。
- ® 農林水産物の産地等での放射性物質の測定を強化し、内部被ばくに対する対策を充実すること。
- (9) 小中学校における学校給食の安全性を確保し、安心して提供できるよう、食品の市場流通段階におけるモニタリング検査の充実・強化及び情報の積極的かつ適切な公表を行うとともに、児童生徒に与える影響を明確にし、保護者に対する不安の解消に努めること。
- ⑩ 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の除染実施計画

策定について、被災自治体においては、災害復旧業務並びに復興業務の事務も 多大であり、策定が年度内に完成しない恐れが考えられることから、その策定 経費の繰越を容認すること。また、平成 24 年度以降においても実施計画の策 定経費について財政的支援を実施すること。

② 放射性物質に起因する出荷制限・出荷自粛により農畜水産物等の被害を受けた生産者をはじめとした関係事業者及び風評被害を被った農畜水産物等の生産者や加工業者、観光業者や商工業者に対して、国及び東京電力の責任においてその損害に対する完全な賠償を早急に行うこと。併せて、企業誘致及び土地取引における売上減少等についても幅広く賠償の対象とすること。

また、被害額の算定基準の一層の明確化を図ること。

さらに、風評被害の防止対策や農畜水産物の安全性の確保対策、地域経済の活性化や観光施設等の早期復旧、伝統工芸品産地の振興等に対する十分な支援を早急に講じること。

- (4) 原子力発電所事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化について
 - ① 被害者である全ての住民や事業所を対象として、迅速かつ適正な賠償を行うよう東京電力に対して働きかけること。
 - ② 損害賠償請求手続きのさらなる簡素化と迅速な対応をすること。
 - ③ 賠償基準には、原子力災害に対応した自治体職員の人件費や自治体の所有する財物価値の減少に伴う損害を含めること。
 - ④ 農畜水産物に係る損害賠償対象の拡大と迅速な対応、並びに東京電力へ損害 賠償の早期支払いを指導すること。
 - ⑤ 長期にわたり水揚げの自粛を余儀なくされる漁業者と、水揚げの減少により 影響を受ける加工流通業者を含めた事業者への損害賠償が実現されるよう対 応すること。
 - ⑥ 地方自治体が実施した放射線対策費及び廃棄物の処理経費等のすべてについて、事故との相当因果関係が認められる損害として幅広く賠償の対象とするとともに、早急な支払基準の策定を進めること。

また、地方自治体への賠償については、速やかに手続を進め、早急な支払い を行うよう必要な措置を講じること。

⑦ 下水処理施設の脱水汚泥等を再利用した副次産物から高い放射線数値が検 出され、脱水汚泥搬出先の受入停止により、汚泥の放射性物質測定や高額な受 入先への搬出を余儀なくされていることから、東京電力に対しこれに伴う損害 賠償の早期支払いを指導すること。

- (5) 地域医療の確保・充実について
 - ① 原子力発電所事故に伴い避難等指定区域以外の地域でも、医師、検査技師、 看護師等の医療従事者の県外流出による人手不足が深刻化していることから、 これら医療従事者の確保については、国が早急な対策を講じること。
 - ② 原子力発電所事故被災地の各医療機関は、運営のための資金が不足している 状況にあり、地域医療の確保のために、各種の支援策を講じること。
- (6)産業の流出防止と支援について
 - ① 産業の流出を防止するため、福島県内に踏みとどまって雇用を維持しつつ事業を継続する幅広い業種の企業を対象とし、従来の枠にとらわれない税制の特例、電気料金等公共料金の優遇、助成金等の思い切った優遇策を講じる制度を創設すること。
 - ② 最先端医療研究機関をはじめ、国等の研究機関を福島県内に立地促進させること。
 - ③ 放射能に対する国民の不安や疑問、誤解から生じる風評被害から、市民生活、地域産業を守るため放射能測定体制を充実すること。また、市町村が実施するさまざまな放射能測定に対する財政措置を講じること。
 - ④ セミナー・講演会の開催や各種広報媒体の活用を図るなど、放射線等に関する正しい知識の普及・啓発を行い、国民の放射線等に対する正しい理解を深め、国民の不安の解消と風評の払拭に努めること。
 - ⑤ クリアランスレベルにある廃棄物や新基準値以下の農林水産物等にあって は、国の責任において実効性のある風評被害対策を講じること。
 - ⑥ 放射能汚染の被害を受けた各地域における大量の農産物や加工食品などの 放射能検査と認証を行う検査体制を国において構築するとともに、先行して対 応した市町村の検査に要する経費については、その全額を国において負担する こと。また、検査により基準値を下回った農産物の安全性について周知徹底す るなど、消費者への信頼確保が図られる仕組みを構築すること。
 - ① しいたけ生産者などの甚大な被害を受けて苦境に立たされている生産者を 救済するため、生産活動に対する緊急助成制度の創設など、生産再開に向けた 迅速かつ万全な措置を講じること。
 - ⑧ 東北地方の高速道路の利用料の減免及び旅客事業者への補助等の観光振興 に係る支援措置を継続的に実施すること。

- ⑨ 農業者戸別所得補償制度においては、原子力発電所事故の影響を受けた米価 については別枠で補償するなど、生産者の実情を勘案し対応すること。
- ① 天然ガスパイプラインの整備は、沿線に所在する企業の利用が高まるほか、新企業の誘致、新たな産業の創出にも寄与する可能性があることから、天然ガス広域パイプラインの管網整備事業について国を挙げて支援する体制を構築すること。
- (7) 原子力災害に対応する新たな交付金制度の創設について

原発事故に伴い、放射能の測定、市民への適切な情報提供、農地や採草放牧地の除染など、震災復旧・復興に加えて、原子力災害に伴う市町村の事務が増加している。また、放射能対策はこれまで市町村では想定されておらず、事務に従事する職員の養成も喫緊の課題となっている。放射能対策は、放射性物質の半減期を勘案すると、長期に渡る対応を余儀なくされるものであるため、支援の長期化を見据えた制度設計を行うとともに、新たな交付金制度を創設し、地方自治体における放射能対策が万全に行われる仕組みを構築すること。

2. 原子力安全・防災対策の充実について

- (1) 原子力発電所事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保について
 - ① 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証を実施し、原子力発電所のあらゆるリスクを考慮する等、いかなる場合においても安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、原子力規制委員会及び原子力規制庁を早期に設置すること。
 - ② 原発の安全評価について慎重に評価するとともに、評価結果については、住民に分かりやすく説明すること。
- (2) 原子力防災体制の抜本的見直しについて
 - ① 原子力防災指針の見直しについて、早急に検討結果をまとめること。また、防災対策を重点的に充実すべき地域の拡大に伴い、同地域に含まれない原発から30kmを超える地域を含め、実効性のある広域的な防災対策の構築に向けた明確な方針を示すこと。なお、地方自治体の地域防災計画策定に際しては、地方自治体に対し十分な支援策を講じること。
 - ② 原子力関係施設に対する地震・津波対策など安全審査基準の強化、地形・気象条件等を十分考慮した「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)」の拡大や、新たな避難路の確保・避難先の選定方法などを考慮した防災指針の抜本的な見直しを行い、安全の徹底を図るとともに、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺

住民や地方自治体の不安の解消に努めること。

- ③ 避難区域や住民避難の設定基準について、地方自治体の意見を十分に踏まえたうえで 具体的な方針を示し、避難場所や避難ルートの確保、避難用バスなど交通手段の手配、 交通規制や避難誘導における国・県・市町村・警察・自衛隊等との広域調整等を実施し、 真に実効性のある原子力防災対策を構築すること。
- ④ 住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災機 材などの増設・整備を適切に行うこと。
- (3) 原子力事故に対する情報伝達システムの再構築について
 - ① 通常時から都道府県、市町村及び事業者間の連携を図り、危機管理体制を整えるとともに、稼働中の原子力発電所の運転状況と安全対策に関する情報が共有できるようにすること。
 - ② 原子力発電所等の事故に関する情報について、地方自治体及び住民に対して迅速かつ 正確に公開・伝達するとともに、避難等に係る情報は、住民がとるべき行動や防護措置 を含め、わかりやすく的確に周知徹底を図ることができるよう、情報伝達システムや避難等の行動指針を早急に構築すること。
 - ③ 原子力発電所事故等により大量の放射性物質が放出されるなどの恐れがある場合においては、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)による解析の結果を適切に公開すること。
- (4) 安全規制に携わる人材確保・育成、現場に即した安全規制体制の構築について 安全規制に携わる人材の確保と育成を行い、現場に即した安全規制体制を構築するとと もに、地方自治体における原子力専門職員等の配置や養成に対する支援措置を講じること。
- (5) 「安全協定」の位置付けの明確化等について

原子力施設の安全規制において、原子力発電所立地自治体が結んでいる「安全協定」の あり方を検証し、国、立地県、立地市町村、周辺市町村の役割分担と関わりを整理しつつ、 原子力事業者との安全協定の締結を義務付ける原子力災害対策特別措置法等の改正を行 うなど安全規制上の位置付けを明確化すること。

- (6) 安定ヨウ素剤の配備及び服用について 安定ヨウ素剤の配備、安全かつ確実な服用方法については、事故検証を踏まえ、薬事法 等の改正も含めた実効性のある対策について明確な方針を示すこと。
- (7) 原子力防災に対する立法措置及び財政措置について 広域調整を伴う原子力災害において、国、県、市町村の役割分担と責任を明確にしつつ、 所要の法整備を含めた実効性のある防災体制を整備すること。

(8) 原子力発電所立地及び周辺地域における風評被害への対応について

福島第一原子力発電所の事故は全国各地の原子力発電所立地及び周辺地域において、事故を想定した風評被害を巻き起こしている。こうした風評被害が原子力発電所立地及び周辺地域の社会経済活動に深刻な影響を与えることのないよう、国の責任において速やかに実効ある対策を講じること。

(9) 放射性物質を扱う事業所及び運搬時の安全対策の徹底について 原子力発電施設以外にも放射性物質を扱う事業所及び運搬時における安全対策の徹底を 図ること。

3. エネルギー政策の推進等

- (1) 電力の安定供給の確保等
 - ① 国民生活や企業活動・雇用に影響を及ぼすことのないよう、電力の安定供給 の確保について国が責任を持って対処すること。

特に、スマートグリッドなどをはじめとする効率的・安定的な電力供給体制を整備促進すること。

- ② 「自由化部門」の電気料金の引上げが企業活動に影響を及ぼすことから、料金体系の再構築を図るとともに、現在の電気料金の算定方式である「総括原価方式」の抜本的見直しを図ること。
- ③ 電力需要に関する情報公開を積極的に行うこと。
- ④ 原子力発電所の再稼働における判断に当たっては、万全な安全対策と情報提供を行うとともに、立地地域や周辺自治体等の意見を踏まえた上で対応すること。
- (2) 将来にわたるエネルギー政策の検討
 - ① 将来にわたるエネルギー政策のあり方については、国民の安全安心と社会経済の発展を前提として、再生可能エネルギーの推進並びに効果的・効率的かつ安定的な電力供給の確保を図るため、国民的議論を尽くし、その方針を明らかにしたうえで、必要な措置を講じること。
 - ② 長期的視野に立ったエネルギー施策として、全国にあるLNG貯蔵・発電機能の更なる強化を図るなど、優位性の高いLNGの更なる活用を図るとともに、エネルギーの安定供給に向けたベストミックスへのビジョンを早期に策定すること。

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する 重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 地震・津波対策の充実強化について
- (1) 東海・東南海・南海・日向灘の4連動地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震を想定した対策を早急に推進するため、法律の整備と信頼できる被害想定を 策定し、著しい地震災害が生ずる恐れのある地域について、地震防災対策強化地 域の指定を行うこと。また、新たな被害想定に基づいた地方自治体の防災対策に、 十分な財政措置を講じること。
- (2) 津波の浸水予測を含む地震被害想定調査研究を積極的に進めるとともに、地域 防災計画の見直し及び被害想定のシミュレーションやハザードマップの整備等、 地方自治体における防災対策に対して積極的な支援を行うこと。また、見直しに より新たに必要となった防災対策に十分な財政措置を講じること。
- (3) 市民の安心・安全を確保するため、津波避難タワー等避難施設、避難路・海抜表示板などの津波対策施設及び防災拠点施設への財政措置等を講じるとともに、防災拠点施設への新・省エネルギー機器の導入のための財政措置を講じること。また、津波避難タワー等の津波浸水高等に応じた設計指針を作成し、公表すること。

さらに、臨海工業地域の民有護岸等について、老朽化した護岸の耐震・津波防 護機能を確保するため、公的支援等を講じること。

- (4) 社会教育施設や地域コミュニティ施設、庁舎等の公共施設等の耐震化等の防災機能強化について、財政措置を拡充すること。
- (5) 住宅家屋等の耐震診断率向上に向けた実効性のある取組みを進めるとともに、 耐震診断及び耐震改修に対する財政措置の拡充を図ること。
- (6) 東日本大震災における津波災害を教訓として、津波、越波、波浪災害に対応した各種施設の強化に加え、津波がその施設を超えた場合でも効果が粘り強く発揮できる海岸・港湾整備を促進するとともに、津波の浸水後における緊急輸送道路の確保や強制排水設備の整備等の津波対策を推進すること。特に都道府県を跨ぐ整備箇所については、国が調整等を行い、一体的な整備を促進すること。

(7) 液状化の発生メカニズムの解析と液状化対策の調査研究を進めるとともに、液 状化被害を受けた住宅の修繕に対し支援措置を講じること。

また、臨海部における液状化対策を推進するとともに、公共施設の復旧に向けた指針を作成すること。

(8) 東日本大震災を教訓に首都圏特有の被害状況の分析を行い、総合的な対策を講じること。

また、地震災害等が発生した場合の首都機能のバックアップについて具体化に向けた検討の推進と、検討結果の速やかな実施を図ること。

2. 防災対策の充実強化について

- (1) 大規模災害などの緊急時において、指揮命令系統及び役割分担が適正かつ迅速 に機能する仕組みや、支援等の迅速化を図るため、支援自治体における費用負担 や役割などの広域的な被災地支援の枠組みを早期に構築するとともに、全国規模 で広域的かつ機動的に対応できる体制を国の責任において整備すること。
- (2) 避難者情報の他市町村との共有について、全国避難者情報システムや国民保護法に基づく安否情報システムにLGWANを活用し、住民基本台帳ネットワーク情報を基とした全国統一の電算システムを国の責任において構築すること。
- (3) 災害情報収集や伝送・伝達、応急復旧支援の役割を担う市町村防災行政無線システムについて、地域の実情に応じ、デジタル化等が円滑に行えるようにするとともに財政措置を拡充すること。また、防災行政無線に係る電波利用料については減免すること。
- (4) 衛星携帯電話等の通信網を行政と地域間で無料で通信できるようにするととも に、防災行政用無線の屋外拡声子局の増設、コミュニティFM放送局のインフラ 整備等の情報伝達事業に対する財政措置を拡充すること。

また、国・地方の情報共有の充実を図るとともに、新たに全ての住民に対して 機能する一元的な情報伝達システム等の開発を行うこと。

- (5) 地域の防災力を強化するため、災害時に必要なマンパワーの充実、危機管理部門の強化を図る人材や防災リーダー育成支援、防災訓練実施、ハザードマップ作成及び防災教育等のソフト事業に対して財政措置を講じるとともに、適切な支援を行うこと。
- (6) 災害応急対策又は災害復旧に必要な備蓄物資・資材の購入及び備蓄倉庫の整備 に要する経費について、必要な財政措置を講じること。

- (7) 富士山火山防災対策については、火山灰や融雪型火山泥流などの更なる分析、 避難の実際的運用、火山情報の共有化、関係機関の連携のあり方などの調査・研 究、防災対策についての検討を継続すること。また、東海地震と同様、火山情報 に応じた高速自動車国道活用の防災体制や避難路・輸送路対策の整備を早急に行 うこと。
- (8) 帰宅困難者への対策として、休憩場所の確保や事業所の社会的責務を明確化し、 広域的な視点で帰宅困難者が混乱なく安全に帰宅できる手順等を制定・周知する とともに、財政措置を拡充すること。
- (9) 災害発生時に速やかに供給でき、また、災害後の地域の雇用確保という側面からも、地域材を活用した地元の製材所、工務店等による、木造の応急仮設住宅の 建設を円滑に進めるための体制づくりを行うこと。
- 3. 5月6日発生の竜巻被害に対する万全の支援について
- (1)被災者等の生活再建に向けて、被災者生活再建支援制度による支援以降も十分な支援を行うこと。また、生活の場である住宅の再建に向けて、住宅の被害認定基準運用指針及び災害救助法に基づく住宅応急修理制度の実態に合わせた改正と、住宅貸付金制度の利子等の特例を認めること。
- (2) 地元商店街や中小企業等の再生に向けて、東日本大震災に準じて、中小企業グループ施設等復旧整備補助事業の適用、長期間の低利融資や保証料の負担軽減、保証枠の拡大等の拡充を行い、合わせて地域商業再生事業、中小企業活力向上事業等を拡充すること。また、農地の再生や農作物被害に対する財政支援措置を講じること。
- (3) 所有者不明の被災建築物の解体撤去等が行えるよう法整備を行うとともに、被 災者の依頼による被災建築物の撤去・解体や、被害を受けた地域集会所等のコミ ュニティ施設の修繕、建て替えに対する財政支援を講じること。また、竜巻に由 来するがれき処理に対する財政支援措置を講じること。
- (4) 竜巻等の突風の監視・予測技術の高度化、予想情報の公表、住民の避難手段等について必要な措置を講じるとともに、関係機関が連携し竜巻被害の調査・分析を実施し、災害対応モデルの高度化を図ること。
- 4. 国による財政支援措置の充実強化について
- (1) 災害援護資金貸付制度については、借受人の困窮状態等に応じた減免の適用、

償還期限の延長等、弾力的な取扱いができるようにすること。

- (2)被災者生活再建支援法について、自然災害における住家の被害認定基準を災害 の被害の実態に見合うよう、被害認定基準等に係る指針を見直すとともに、浸水 被害を支援の対象に加えるほか、財政措置を拡充すること。
- (3) 市町村が取り組む防災対策事業及び復旧復興事業について、補助率の引上げ、対象事業の拡大、特別交付税による全額措置を行うなど、財政措置を拡充すること。

また、緊急防災・減災事業債の予算枠の増額等を図ること。

- (4) 豪雨及び豪雪等自然災害において、復旧に必要な費用として市町村が負担した 単独支出分に対して、全額特別交付税により確実に措置すること。
- (5) り災証明書及び被災証明書の発行については、標準化を図り、迅速な発行が可能となるようにすること。
- (6) 東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、市町村管理の公共基準点について改定が必要となることから、改定に伴う費用について財政措置を講じること。
- 5. 消防・救急体制の充実強化について
- (1) 消防救急無線のデジタル化に対する財政措置を拡充するとともに、消防団の通信施設等に対し、財政措置を講じること。

また、高速道路等の長大なトンネルに設けられた消防救急無線設備のデジタル 化を道路管理者等が行うよう必要な措置を講じること。

(2) 消防施設、車両、通信機器等の整備による常備消防・非常備消防の機能強化、 消防広域化に対する財政措置を拡充すること。

また、消防団員の確保に対する支援及び消防団の体制強化に向けた消防自動車更新事業等の財政措置を拡充すること。

(3) 過疎地域においては、限られた救急体制を有効活用するため、救急隊2名体制での運用が可能となるよう制度を改正すること。

真の分権型社会の実現による都市自治の確立 に関する重点提言

基礎自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、真の分権型社会の実現のための改革を積極的に推進するとともに、地方が将来にわたって安定した行財政運営を行うことができるよう、都市自治体の意見を十分に尊重した改革を行うこと。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第3次一括法案)の早期成立を図るとともに、基礎自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を主体的に果たせるよう、地方自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、自由度の高い制度を早期に構築すること。

2. 基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、国・都道府県・市町村の役割分担の明確化を図るとともに、第2次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る基礎自治体への権限移譲を行うこと。

また、都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業や地域の実情にあった特色あるまちづくりを地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置を講じること。

3. 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図るため、第1次一括 法、第2次一括法及び第3次一括法案に盛り込まれた事項にとどまることなく、地 方分権改革推進委員会の勧告に沿って、廃止を原則とした義務付け・枠付けの見直 しを行うこと。

また、見直しに伴う関連法令の整備に当たっては、都市自治体における条例整備 等に要する期間を十分に確保すること。

4. 地方自治体が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲に

よる国・地方の税源配分「5:5」の実現を図ることにより、地方自治体の財政自主権を拡充するとともに、地方消費税率の引上げなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

また、地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るとともに、「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」を創設すること。

5. 地方自治体の裁量権及び条例制定権等の拡大を図るため、地方自治法については、 都市自治体の意見を十分踏まえ、地方自治体の組織・運営等に関する規定は大枠に とどめることを基本として、抜本的に改正すること。

また、「特別自治市」を含め、多様な大都市制度を創設すること。なお、大都市制度の見直しの議論や協議においては、基礎自治体のあり方についても十分検討すること。

6. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な 事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各 府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映で きるようにすること。

7. 公務員制度改革等、新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、国と地方の協議の場など、事前に地方自治体と十分協議するとともに、地方への速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。

また、システム改修等の準備経費を含め、地方に新たな負担が生じないようにすること。

国の出先機関改革に関する重点提言

国の出先機関改革の検討に当たって、国は、次の事項について、適切な措置を講じられたい。

1. 出先機関の事務等をブロック単位で移譲する場合の受け皿となる広域的実施体制のあり方については、東日本大震災等において出先機関が果たしている役割等を踏まえ、大規模災害時等の緊急時における対応や迅速な復旧・復興をはじめとする広域的かつ機動的な危機管理体制等について、基礎自治体の意見を踏まえた具体的かつ十分な議論が必要である。

また、都道府県をまたがる広域的な組織体制や必要な財源の確保、ブロック内での利害調整と基礎自治体の意見の確実な反映方法など、広域的実施体制における意思決定のあり方等の具体的な重要事項について明確にされておらず、事業の実施に大きな支障が生じることが懸念される。加えて、出先機関ごとに異なる管轄区域の整理・統合についての考え方も事前に示すことが必要である。

ついては、出先機関改革の検討に当たっては、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の実情に精通している基礎自治体をパートナーとして位置付け十分な協議を行い、拙速に進めることなく、その意見を反映させて慎重に対応すること。

2. 指定都市区域内の出先機関の事務権限を移譲する場合においては、指定都市に一元的に直接移譲するとともに、移譲を受ける都市自治体への必要かつ十分な税財源 措置を確実に講じるほか、ハローワークの指定都市等に対する移管について協議すること。

公務員制度改革に関する重点提言

現在の労使関係は、これまでの様々な努力によって、ようやく安定してきている ところであるにもかかわらず、なぜ今、地方公務員に協約締結権を付与する必要が あるのか、理解できないところである。

また、これまで人事院と人事委員会が分担協力して実施している民間給与実態調査及び勧告制度は、長年にわたる議論を踏まえて構築されたものであり、住民や議会に対する説明や理解に寄与しているとともに、労使双方の信頼に応えてきたところである。仮にこの制度が廃止されれば、住民や議会の理解並びに安定した給与水準の決定が困難になることが懸念される。その結果、職員の士気の低下や分権型社会に対応した優秀な人材の確保に支障が生じ、行政サービスの低下や地域力の低下を招きかねない。

よって、地方公務員の労働協約締結権の付与とそれに伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止について、地方の意思を十分踏まえ、慎重に対応することとされたい。

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP) 交渉のあり方に関する重点提言

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉参加のあり方に関しては、国内の農林漁業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である震災からの復旧・復興と、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林漁業の将来にわたる基盤の確立と振興などが損なわれないよう十分配慮するとともに、医療・社会福祉、金融・保険、政府調達等の我が国のあらゆる産業分野、更には地域経済にも多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、国民に対し、詳細な情報を開示し、十分な議論を尽くし、国民的な合意を得た上で、慎重に対応すること。

併せて、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」では、農林漁業の再生のための安定財源の確保策や消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度改革等の具体的な方策は今後検討することとされていることから、実効性のある対策を早期に明らかにするとともに、農林水産関連施策の一層の充実を図り、持続可能な力強い農林漁業を確立されたい。

都市税財源の充実確保に関する重点提言

地方分権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、国は、次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1. 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ、地方共有税の創設
 - (1)都市自治体が直面している福祉、医療、子育て等社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスや道路・橋梁、学校等の改修費用などの増大、人口減少や行政区域の拡大等に伴う都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
 - (2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、 地方交付税の法定率を引き上げること等により解消を図ること。
 - (3)地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。
 - (4)都市自治体は、これまで給与の独自削減や人員削減を行うなど、厳しい行財政 運営に取り組んできており、国家公務員の給与の削減措置について、地方財政計 画や地方交付税の算定には決して反映させないこと。
- 2. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築
 - (1)地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による 国・地方の税源配分「5:5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡 充すること。
 - (2)都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税率の引上げなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 3. 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保及び車体課税の維持確保
- (1)都市自治体の地球温暖化対策に係る財源については、地球温暖化対策など環境 施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役

割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

(2) 自動車重量税及び自動車取得税の車体課税については、極めて厳しい都市自治体の状況及び地球温暖化対策の観点から、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め堅持すること。

4. 社会保障と税の一体改革における地方財源の安定的確保

都市自治体の社会保障サービスを持続的に提供できるよう地方消費税率の引上 げ等による安定財源の確保とともに、国の画一的な制度では対応できないニーズを 地方単独事業と組み合わせて社会保障を維持しているという実態を踏まえ、地方単 独事業を含めた社会保障サービスに係る財政需要を的確に地方財政計画に反映し、 都市税財源の充実強化を図ること。

5. 都市自治体の意見を反映した地域自主戦略交付金の制度設計

市町村向けの国庫補助金等の地域自主戦略交付金化の制度設計に当たっては、先行する都道府県及び政令指定都市の運用状況を踏まえ、「国と地方の協議の場」等で都市自治体と十分協議し合意形成を図り、次の措置を講じること。

- (1)総額については、従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく、必要額を確保するとともに、当該交付金化に伴う地方債措置についても、新たな財政負担が 生じることのないよう万全の措置を講じること。
- (2) 配分については、団体間・年度間の事業費の変動等の地域の実情に配慮するとともに、地方交付税制度との整合性に留意すること。

また、交付額については、積算根拠を明らかにし、予算編成等に支障が生じる ことのないよう、早期に明示すること。

- (3) 市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等や一部事務組合等に対する国庫補助金等は対象外とするとともに、予算編成等に支障が生じることのないよう、早期に対象事業等の情報提供を行うこと。
- (4)地方の自由度を高める観点から、国の事前事後の関与を極力縮小するとともに、 手続の簡素化など事務負担の軽減を図ること。
- (5) 地域自主戦略交付金はあくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とし、その全体のスケジュールを明らかにすること。
- (6) 先行して実施している政令指定都市については、対象となる国庫補助金等の拡

大や要件の緩和など自由裁量拡大に寄与する不断の見直しを行うとともに、必要 額を確保すること。

6. 公債費負担の軽減

公債費負担の軽減を図るため、平成 24 年度までの措置とされている公的資金の補償金免除繰上償還について、平成 25 年度以降も措置を延長するとともに、不交付団体も対象としたうえで、年利等の対象要件の緩和を図ること。

介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- 2.介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- 3. 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、 財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

国民健康保険制度等に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療制度改革について

(1) 医療制度改革を実施するに当たっては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国の責任において安定財源を確保することにより、財政基盤の強化を図ったうえで、都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合等を行うこと。

また、その再編・統合の時期については、早期かつ確実に実現するため、当該 施行時期を明確に示すこと。

なお、新たな制度への移行に際しては、被保険者や現場に混乱を招くことのないよう、都市自治体の意見を尊重するとともに、十分な準備・広報期間を設けること。

(2) 医療制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市 自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築するとともに、十分な準 備・検証期間を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道 府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負 担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、 実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を 多く抱える保険者への支援を強化すること。

(2) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

- (3)特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- (4) 度重なる制度改正等により、市町村の事務負担が増加していることから、事務 の効率化を図ること。特に、資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整につ いて、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

地域医療・福祉施策に関する重点提言

地域医療・福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について
- (1)産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心で質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (2) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組みについて検討すること。
- (3) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保 や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、規模の縮 小及び廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

- (4) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (5) 予防接種について
 - ① 子宮頸がん、インフルエンザ菌 b 型 (H i b) 及び小児用肺炎球菌ワクチン 等、WHOが推奨する予防接種について、早期に定期接種として位置付けること。
 - ② 都市自治体の公費助成や法定接種化に伴う費用負担が急激に増加することが予想されることから、既に定期接種化されている予防接種を含め、国において、十分な財政支援策を講じること。
 - ③ 国民が等しく接種できるよう、国において、十分な普及啓発を行うこと。
- 2. 少子化対策について

(1) 子ども・子育て新システムについて

- ① 地域のニーズに基づいた総合的な子育て施策の展開が可能となるよう、実施 主体である都市自治体に給付と事業を実施する権限と財源を付与すること。
- ② 利用者、事業者及び都市自治体が新システムに円滑に移行できるよう、十分かつ適切な準備期間を確保するとともに、利用者等に対し周知に努めること。 併せて、事務的経費等について必要な財源措置を講じること。

また、今後、制度の詳細の検討にあたっては、都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映させること。

- ③ 利用者や都市自治体の負担増大を招くことのないよう、継続性のある十分な財源を確実に確保すること。
- ④ こども園(仮称)の指定・指導監督の主体は市町村とし、その実現を図ること。
- ⑤ こども園(仮称)の推進に当たっては、国の所管の一本化を図ること。
- ⑥ 全国一律の現金給付については、都市自治体の裁量の余地がないことから、 子ども・子育て包括交付金(仮称)の対象から除外すること。

また、保育サービスをはじめとする子育て関係経費(現物給付)については、 都市自治体が地域の実情に応じて責任を果たせるよう、最大限使途を弾力化し た交付金とすること。

(2) 児童手当等について

- ① 全国一律の現金給付である児童手当について、支給に係る都市自治体の負担 軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- ② 児童手当からの特別徴収について、給食費等を対象とするなど真に実効性のある制度とすること。
- ③ 年少扶養控除等の見直しに伴う地方増収分については、都市自治体が独自の施策展開を図るための貴重な一般財源であり、その使途については、地方の裁量に委ねること。
- ④ 制度改正に当たっては、都市自治体と丁寧に協議し、地方の意見を十分に反映するとともに、十分な周知と準備期間の確保を図ること。
- (3) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。
- (4) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とすること。

- 3. 障害者施策の充実について
- (1) 新たな障害者制度に移行するまでの間、障害者の自立と社会参加に向けた施策 の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業及び障害児通所支援事業等 について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないよう、地域の 実態を踏まえ、十分な財政措置や制度の見直しを図ること。
- (2) 新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないよう、制度設計や国と地方の役割分担等についての速やかな情報提供や十分な準備期間の確保等、必要な措置を講じたうえで、関係者や都市自治体の意見を十分反映し、障害者の生活が保障された安定的な制度とし、国民への周知を十分に図ること。

また、障害者が個々のニーズに基づいた支援を受けられるよう、利用者負担に配慮するとともに、制度移行に係るシステム改修費等について十分な財政措置を講じること。

(3) 事業者による安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、必要な措置を講じること。

生活保護制度に関する重点提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 社会保障の観点も含めた生活保護制度の抜本的な改革に早急に取り組むこと。その際、都市自治体の意見を十分尊重すること。
- 2. 国の責任において、不正受給や貧困ビジネスを厳正に排除するなど、生活保護の 適正化に向けて必要な法改正等を行うとともに、稼働可能層に対する一層の就労自 立支援策を講じること。
- 3. 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、財 政措置を講じること。

廃棄物・リサイクル対策に関する重点提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極 的な措置を講じられたい。

- 1. 循環型社会を実現するため、拡大生産者責任の強化を図るとともに、都市自治体に配慮したより良い廃棄物・リサイクル制度を構築するべく、十分な財政措置を講じたうえで、現行のリサイクル制度の検証と併せ、新たなリサイクル制度等について検討すること。
- 2. 使用済小型電子機器等のリサイクル制度について
- (1) 当該リサイクル制度の構築に当たっては、循環型社会づくりの基本理念である 拡大生産者責任の原則に基づき制度設計を行うこと。

また、都市自治体をはじめ関係者等と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで制度設計を行うこと。

- (2) 費用負担については、国の責任において確実に財源を確保するとともに、都市 自治体に新たな財政負担が生じる場合については、国がその全額を負担すること。
- (3) 市民や都市自治体に混乱を生じさせることなく、当該リサイクル制度を円滑に実施するため、国の責任と負担において、周到な事前準備と普及啓発・広報を行うとともに、十分な準備期間を確保すること。

義務教育施策等に関する重点提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 公立学校施設に係る耐震補強事業等に対する財政措置の強化
- (1)公立学校施設等の耐震化事業及び耐震補強事業を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。

(2)公立学校施設について、都市自治体が新増築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、早期に交付決定を行うこと。

また、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うなど、財政措置の拡充を図ること。

- 2. 分権型教育の推進について
- (1)公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。
- 3. 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進等に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
- 4. 普通学級に在籍する障害児や、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。

公共事業の充実に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 災害に強い都市基盤を構築するため、必要な公共事業予算を十分確保すること。
- 2. 社会資本整備総合交付金の充実
- (1) 社会資本整備総合交付金については、同交付金の目指す地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、同交付金の配分に当たっては、社会資本整備が遅れている地域、財政力の弱い地域などにおいても、必要とする事業の執行に支障が生じないよう留意すること。

- (2) 同交付金制度の運用に当たっては、都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、事務の簡素化に配慮すること。
- 3. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。
- 4.公共施設の老朽化に伴う更新、維持補修等に対する財政措置を拡充するとともに、 省庁の規制に捉われない施設整備計画を認めること。

道路整備財源の確保等に関する重点提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備財源を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
- 2. 高速自動車国道、一般国道、地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークの形成や大規模災害時における代替性を考慮した円滑な交通体系の確立を図るため、道路整備に当たっては、地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。
- 3. 橋梁等の道路施設の長寿命化が図れるよう、耐震化、維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。

運輸・交通政策の推進に関する重点提言

運輸・交通施策の更なる推進及び地域生活交通の維持、地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。さらに、リニア中央新幹線の早期実現に向け、関係団体と連携した事業推進を図るとともに、関係自治体との調整や関連施設の整備に対する適切な財政措置を講じること。
- 2. 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT、フリーゲージトレイン等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
- 3. 地方航空路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に多大な影響を与えること を踏まえ、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための措置を講じること。
- 4. 地域公共交通活性化策への支援の充実
- (1) 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通ネットワークを 充実するとともに、十分な財政支援の拡充を図ること。

また、交通基本法を早期に制定し、関連施策の着実な推進及び財政支援措置を拡充すること。

- (2) 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線 やコミュニティバス路線等に対し、安定的に維持できるよう恒久的な財政支援措 置を講じるとともに、地域の実情に応じた補助要件の緩和を図ること。
- (3) 島しょ部の生活交通として欠かせない航路を確保していくことができるよう、離島航路整備施策の充実を図るとともに、離島航路の維持・確保に向けて、積極的かつ恒久的な財政支援措置等を講じること。
- 5. 港湾・海岸の整備について
- (1)港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
- (2) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な

災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における 総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

(3)海陸にわたる防災拠点として港の機能強化を推進するとともに、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。

6. 漂着・漂流ごみ対策について

- (1)市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実態を踏まえ、 平成 25 年度以降における新たな財政措置を講じるとともに、海岸漂着物に係る 関係法令の整備を行うこと。
- (2)海岸漂着物処理推進法による処理責任の明確化等の趣旨に対応した措置を講じること。
- (3)諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での協議を行うこと。

農林水産政策の推進に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 農業者戸別所得補償制度の推進

(1)農業者戸別所得補償制度の実施に当たっては、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保するとともに、生産現場等が混乱することのないよう、継続的かつ効率的に実施するための関係法令を整備すること。

また、地域や品目ごとの価格・収入の変動に対するセーフティネット策を講じるとともに農地利用集積の円滑化を図ること。

- (2)制度の円滑な運用を図るため、農業者に対する説明や広報活動を充実させるとともに、都市自治体等の事務負担を軽減すること。
- (3) 地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。 また、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、 小規模農家にも配慮した制度とすること。
- (4) 新規需要米及び加工用米は、国が責任を持って販路・需要拡大に取り組むとともに、農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。

2. 農業農村整備事業の推進

(1)農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の充実強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の保全管理についても計画的かつ 円滑に推進できるよう保全管理に係る制度を拡充するとともに、国、都道府県、 市町村、土地改良区等の役割分担のあり方を十分議論し、必要な予算を確保する こと。

- (2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と 農業用施設の防災・減災対策の充実強化を図ること。
- 3. 牛乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいこ

とから、配合飼料価格安定対策を推進するとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、 さらなる経営安定対策を講じること。

また、畜産農家の施設整備や家畜導入に係る支援措置を拡充すること。

4.経済連携協定(EPA)や自由貿易協定(FTA)交渉等においては、国内の農林漁業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、小麦、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

5. 鳥獣被害防止対策の推進

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、鳥獣被害防止総合対策を平成 25 年度以降も継続的な制度とするとともに、必要な予算を確保すること。

また、地域の実情に応じた補助対象及び配分基準等の見直しを行うとともに、財政支援の拡充を図ること。

(2) 野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況 にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研 究を行うとともに、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、 根本的かつ効果的な対策を講じること。

また、住民に被害が及ぶおそれがある場合等における緊急時の対処を可能とするため、鳥獣保護法及び銃刀法等の関係法令の見直しを行うとともに、関係機関と連携した横断的な体制を構築すること。

さらに、狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため、射撃場を確保するための措置を講じること。

6. 森林整備対策等の充実強化

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林がもつ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
- (3) 森林の保全や災害防止に当たっては、必要な財源を確保し間伐、路網整備、植栽、治山事業等を促進するとともに、森林再生に向けた財政支援措置を拡充する

こと。

(4) 国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する助成など、財政支援措置の拡充を図ること。

また、再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充するとともに、木材価格の安定対策を講じること。

7. 水産基本法に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。

地域経済の活性化に関する重点提言

円高への総合的対応策の実施、デフレからの脱却及び地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 長引く円高に対して断固たる是正措置を講じるとともに、デフレからの脱却を図り、産業の空洞化や雇用の喪失を阻止するため、中小企業等に対する資金繰りや設備投資に対する支援、税制上の優遇措置などの地域経済産業対策、雇用を維持し創出するための地域雇用対策を講じること。

また、国は、成長産業への支援や地域の実情を踏まえた経済対策等、きめ細やかな施策を総合的かつ継続的に講じるとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

- 2. 地域における中小企業の資金繰りは予断を許さない状況にあることから、経営の 安定に支障が生じることがないよう、セーフティネット保証制度等の充実や認定基 準の緩和を図るとともに、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。
- 3. 国内産業の流出防止と地域経済の活性化、さらには生産拠点の分散促進による災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成・再整備や企業誘致に対する財政措置を講じること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

4. 平成 24 年度末に期限切れとなる「離島振興法」について速やかに改正・延長するとともに、離島自治体に必要な地方交付税及び交付金等の財政措置を講じること。特に、国家の重要課題である海域や海洋資源の確保・管理、海洋環境の保全などの役割を踏まえ、島民が安心して住み続けることができる生活環境を整備するため、国の役割を一層強化するとともに、外海離島や内海離島のそれぞれの島の実情に応じた各種施策を国・県・市町村のそれぞれの明確な役割のもとで展開すること。

また、離島における生活交通や産業振興に不可欠な離島航路を維持するため、現行の支援制度を地域の特性及び実情に配慮した制度に見直すこと。

さらに、海外資本による離島の土地買収を規制するための法整備や水源保全の強

化等を図ること。

- 5. 外国人観光客の受入など、都市自治体が行う観光振興策に対して、総合的な支援措置を講じること。
- 6. 電源立地地域対策交付金(水力発電施設周辺地域交付金相当分)について、交付期間の恒久化と交付限度額等の拡充を図るとともに、事務手続きの簡素化を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるよう制度の改善を図ること。

7. 地球温暖化対策と環境分野への投資による景気対策の両面から省エネルギー・再生可能エネルギーの普及促進に向けた総合的な支援体制の強化を図ること。